



はい！こちら消費生活センターです

金融商品に係る消費者トラブルにご注意！

様々なタイプの金融犯罪が発生している現在、誰もが被害者になる可能性があります。どんな点に注意したらいいか用心すべきポイントをチェックしましょう。

質問1 高齢の両親が、間違いなくもうかると教えられた電話勧誘で聞いたことのない会社の海外ファンドに投資しようとしている。業者のホームページもない、信用できるのか？

回答1 取引内容を十分に理解できない商品に投資することは危険そのものです。事業者についてはまず金融商品取引業の登録の有無を確認しましょう。

質問2 商品先物取引業者が何度も電話をかけてきて勧誘。しつこくて困っている。

回答2 商品先物取引法では、勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問又は電話により勧誘を行うこと（不招請勧誘）は原則禁止されています。つまり、「はっきり断る」ことが大切です。

その他に為替相場等が上がるか下がるかを予想し短期間に繰り返し取引した場合、損失額が大きくなるケースもあります。「絶対にもうかる」「簡単にもうかる」といったセールストークをうのみにしないようにしましょう。

とくに、投資をする場合は**投資に適したお金や目的**を見極め、「リターン」だけに目を向けず、「リスク」のことも考えましょう。トラブルにあった場合はすぐに消費生活センター等に相談してください。

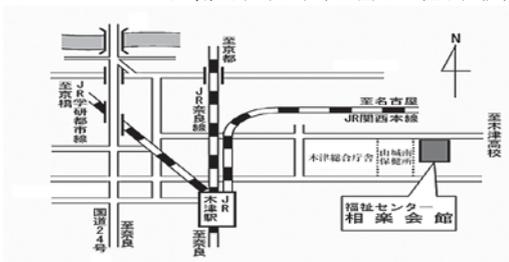
相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）



相談すれば 楽になる